

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日の翌日
に当たると
する)

目次

◇規則

市町村に対して交付すべき昭和五十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

◇告示

- 土地改良事業の認可（二件）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（四件）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 保安林の指定予定
- 保安林の指定の解除予定
- 公有水面の埋立ての免許
- 開発行為に関する工事の完了

規則

市町村に対して交付すべき昭和五十九年度分の地方交付税のうち普通交

付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十号

市町村に対して交付すべき昭和五十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

（端数計算）

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合には、特別の定めがある場合を除くほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法）

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\left\{ (63,137円 \times \alpha) \times A - B - C + D + E \right\} \times 0.731 \right] \times 1.001500194$$

$$(63,137円 \times \alpha) \text{ 千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入}$$

する。

算式の符号

A 昭和58年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表項「有資格者」欄の数に別表第1に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に別表第2のAの欄に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B 昭和58年度市町村課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表項「税額控除額」のうち「計」欄に係る額に1.004を乗じて得た額

C 昭和58年度市町村課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表項「賦課制限により減額される額」欄に係る額に1.185を乗じて得た額

D 昭和58年度市町村課税状況等の調第16表（退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調）の表側「昭和57年度」のうち「計」欄に係る額に1.185を乗じて得た額

E 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和59年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のBの欄に定める単位額補正率

(市町村の課税標準額の算定方法)

第四條 市町村の課税標準額は、知事による算定した額とする。

算式

$$\{ (9.502円 \times (A \times B)) \times 0.13575 \} \times 0.999302638$$

(A × B) に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500

本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和58年3月1日から昭和59年2月29日までの間のたばこ売り渡し本数（500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下同じ。）

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9970 \right) \times 1.0053$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和56年3月1日から昭和57年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

(市町村の課税標準額の算定方法)

第四條 市町村の課税標準額は、知事による算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.999322793$$

算式の符号

A 昭和58年3月1日から昭和59年2月29日までの電気料金（地方税法（昭和25年法律第226号）第488条に規定する料金相当額を含む。）に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和58年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気税の市町村ごとの伸率（算定の過程

及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0394 \right) \times 1.0078$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和56年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とす。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 1.000445151$$

算式の符号

A 昭和58年3月1日から昭和59年2月29日までのガス料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係るガス税として、ガス事業者が昭和58年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9714 \right) \times 0.9493$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和56年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十五年、昭和五十六年及び昭和五十七年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
パルプ用材として使用されるもの	一・五〇三七五九
その他のもの	〇・六〇〇六二九

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式に於て算定した額とす。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.996445573$$

算式の符号

A 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第55条の7の規定により、昭和58年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、

その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.001\right) \times 0.915$$

a 前記Aに同じ。

b 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和56年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に対して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則（昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十二号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘じる率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	五・四四三
五万円を超え十万円以下のもの	四・五六四
十万円を超え三十万円以下のもの	一・四四〇
三十万円を超え四十五万円以下のもの	一・〇九五
四十五万円を超え七十万円以下のもの	一・〇二四
七十万円を超え百万円以下のもの	一・〇〇六
百万円を超え百三十万円以下のもの	一・〇〇三
百三十万円を超え二百三十万円以下のもの	一・〇〇一
二百三十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二（第三条関係）

市町村民税所得割に係る単位額補正率等

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一一	一・二七一	東郷町	一・〇四二	〇・八四四
米子市	一・〇一一	一・二〇五	三朝町	一・〇一七	〇・六三一
倉吉市	一・〇一二	〇・九七四	関金町	一・〇二三	〇・五七一
境港市	一・〇〇九	一・〇三〇	北条町	一・〇七二	〇・七五一
国府町	一・〇〇八	〇・八三四	大栄町	一・〇七一	〇・七九五
岩美町	一・〇〇四	〇・七二三	東伯町	一・〇五二	〇・七八六
福部村	一・〇六〇	〇・六二八	赤碓町	一・〇二五	〇・七七五
郡家町	一・〇二五	〇・七七二	西伯町	一・〇二二	〇・七七二
船岡町	一・〇三九	〇・七二二	会見町	一・〇二三	〇・八〇一
河原町	一・〇一三	〇・七三三	岸本町	一・〇三四	〇・七五七
八東町	一・〇一一	〇・七二八	日吉津村	一・〇一一	〇・九九五
若桜町	〇・九九四	〇・七六〇	淀江町	一・〇二八	〇・八七〇
用瀬町	一・〇〇四	〇・七八九	大山町	〇・九九八	〇・七八八
佐治村	一・〇四九	〇・四八一	名和町	一・〇五一	〇・七四二
智頭町	一・〇二六	〇・七四〇	中山町	一・〇六八	〇・八一八
気高町	一・〇二六	〇・七六二	日南町	一・〇七四	〇・六四五
鹿野町	一・〇三六	〇・五九三	日野町	一・〇二八	〇・八五一
青谷町	一・〇三一	〇・七二〇	江府町	一・〇三六	〇・七三七
羽合町	〇・九九二	〇・七五三	溝口町	一・〇二一	〇・七七六
泊村	一・〇六三	〇・六四四			

告 示

鳥取県告示第九百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業法勝寺地区農業用排水）を昭和五十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（ため池等整備事業西地区ため池等整備）を昭和五十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十二号

佐治村が行う土地改良事業（団体営農道整備事業森坪地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月一日から三十八日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十三号

溝口町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業荘地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法

第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月一日から三十八日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十四号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）田代地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月一日から三十八日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十五号

東郷町が行う土地改良事業（単県土地改良事業長和田地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月一日から三十八日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十六号

鹿野町が行う土地改良事業に係る鹿野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月一日から三十五日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十七号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市葵町字惣田山三四三五・三四三八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、三四四二から三四四四まで、字亀岩三四五六、三四五七の一、三四五八、仲ノ町字長谷坂三四五九、みどり町三五一四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備えおいて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字杣山五六〇の一・五六〇の二・五六一の三・五六二の一から五六二の三まで・字アイノ谷五七八の一・五七九の一・五七九の二・字添谷奥五八五の一・五八六(以上十一筆について、次の図に示す部分に限る。)、字杣山五六一の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十九号

公有水面立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の旨

昭和五十九年十一月二十九日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三五九一から同大字字清水谷九七三までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点

から6の地点までを順次に通る昭和五十八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、6の地点から8の地点までを順次に通る昭和四十九年四月十二日付鳥取県指令受河第九十八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津港東三号防波堤灯台（北緯三五度三一分二〇秒東経一三四度五分二七秒）から一三六度三〇分一六八・〇〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一七八度二〇分六・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一九七度三〇分二〇・八〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二一六度〇〇分一七・二〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五六度一〇分三五・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二三一一度〇〇分三三・二〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三二九度三〇分二五・八〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三二八度〇〇分一〇・〇〇メートルの地点

(二) 面積
二、五八三・三三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三七一一八から同大字字西松ヶ谷九七〇―一までの陸地及びこれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 酒津港東三号防波堤灯台から一〇八度三〇分一三〇・五〇メートルの地点

- イの地点 アの地点から一八〇度三〇分一〇九・二〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から二三五度五〇分一六六・八〇メートルの地点
- エの地点 ウの地点から三四四度五〇分一九八・二〇メートルの地点
- オの地点 エの地点から六〇度〇〇分六五・〇〇メートルの地点

(三) 面積

二八、七一二・七九平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

鳥取県告示第九百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年九月二十五日 鳥取県指令受米土維八第六百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字掘川尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

日野郡日南町生山七一四
山根勇夫

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】